

平成24年度 行政評価結果に対する今後の取組方針

平成25年1月29日 行政経営課まとめ

No. 【編-章-節】 施策名		主管部名
1 【2-1-1】 安心して子育てできる環境づくりの拡充		こども健康部
基本施策に対する意見		
<p>子育て環境関連施策の拡充として、担い手の確保・育成が急務である。そのため、個々の事業において、経費の節減や事業規模の見直しを図ると同時に、行政中心の事業展開から地域社会との連携や地域の協力を得るといった視点に転換し、多様な担い手と連携し施策を支えていくこと。</p> <p>安心して子育てできる環境づくりのためには、子育て家庭が抱えている不安や負担(心理的、経済的)といった問題に対して、どの層の親に対しどうアプローチするのかといった、きめ細かな対応がポイントとなる。そのため、市民の声などのニーズ把握とその分析を前提に事業展開を行うとともに、他事業との連携も視野に入れ、その上で各事業の役割や位置付けを明確にすること。</p> <p>相談や交流支援と負担のバランスについては、その方針を明確にし、特に、受益者負担については、所得制限の導入など、市民の負担責任のあり方を慎重に検討すること。</p> <p>なお、施設の拡充を伴う場合は、公共施設再配置計画の理念を踏まえた事業展開とすること。</p>		
基本計画事業に対する意見		
認定こども園の所管部署一元化の推進	現在、国の制度設計の影響で事務が複雑化・多様化している。しかし、就学前児童の教育・保育の総合的な取組みを効率的に推進するため、国の制度改革を待つことなく、認定こども園の保育士と幼稚園教諭の兼務や認定こども園の所管部署の一元化を進めるなど、かつて秦野市が全国に先駆けて取り組んだ幼保一体化のように、新たな施策開発を積極的に進めること。	
子育て支援センター増設の妥当性の検証と新たな担い手の確保	子育て支援センターの利用実態(相談件数、相談内容等)やアンケート調査により利用者満足度等を把握し、当該センターの活動成果を評価した上で、今後の増設計画の妥当性を判断すること。当該センターのあり方として、子どもの遊び場や親同士の交流の場といった機能はコミュニティビジネス化を進めたり、あるいは地域の人材を活用した事業へと転換し、市は相談業務に特化するといった方向性も考えられる。こうして「地域で支え合う子育て」の実現に向け、地域資源の活用という観点から事業の担い手や役割を分担すること。	
家庭的保育事業の必要性の再検討	どのような子育てニーズに対応しようとするものなのか曖昧なため、短期・中期的なニーズ把握を早急に行った上で、費用対効果や保育所の入所要件と同じであることの妥当性を再検討すること。	
放課後児童健全育成事業の現実施体制からの転換	指導員の確保に向け、インターン制度を併用するなど地域の人材活用方法を検討するとともに、NPOなど民間団体の協力が得られるよう、早急に人材・組織の育成に取り組み、直営からの転換を段階的に図ること。	
小児医療費助成事業の全国一律実施への要望と財政負担に応じた見直し	制度の拡充が都市間競争化しているとのことであるが、安易な拡大は市財政への影響が懸念される。このため、医療費助成の地域間格差が生じない国の制度設計が必要であり、国への要望を継続すること。 また、本年10月から通院に係る対象年齢の拡大及び所得制限を実施したが、導入後の費用と効果を明確にするとともに、市の財政負担や県の動向等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを図ること。	
基本計画事業	主管課名	市としての今後の取組方針(見直し等の内容)
① 就学前児童の教育・保育の充実	保育課	・認定こども園において、保育士と幼稚園教諭は、相互に協力体制をとっているが、認定こども園の所管部署一元化の推進については、国において「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度新制度施行に向けた準備に併せて組織体制等を検討し、関係部署と調整を行いながら早期の所管部署の一元化を進めていく。
② 地域における子育て支援サービスの充実	保育課	・平成24年度中に利用者調査を実施し、その結果に基づき施設計画を進める。
③ 多様な保育サービスの推進	保育課	・家庭的保育事業の必要性については、今後、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査、実態調査の中で利用者ニーズを的確に把握し反映させていきたい。 ・「次世代育成支援計画・後期計画」では、平成26年度末までに5箇所実施する計画となっており、ニーズ調査の結果や今後の待機児童数の状況等により再検討していく。
④ 放課後児童健全育成事業の推進	保育課	・指導員の確保に向け労働条件の改善に努める。また、保護者からの反対の声はあるものの、直営からの転換を図ることについて、保護者にも理解が得られるような方法の研究を進める。
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	健康子育て課	・こんにちは赤ちゃん訪問員の定例連絡会や各種研修会の内容を充実し、訪問員の知識及び技術の習得を進めるとともに、訪問内容の質の向上及び均質化を図る。 ・連絡先確認や事前連絡の方法を工夫・改善し、訪問実施数及び実施率を向上させていく。
⑥ 養育支援訪問事業	健康子育て課	・本年度、事業開始に向け、要保護児童対策地域協議会にケース対応会議を設置し、対象となる家庭に対する具体的な支援の目標、内容、期間、方法、及び支援者等についての体制整備を図っていく。 ・事業については、市が実施し、家事等の援助については、適切な業者に委託する。
⑦ 小児医療費助成事業	健康子育て課	・住んでいる地域により子どもの医療費助成格差があることは、好ましいことではないため、毎年、全国市長会、県市長会等を通じ、国による全国一律の制度創設を要望していく。 ・平成24年10月から通院助成年齢の拡大及び所得制限を実施したが、その実績から、所得制限を導入する前と導入後の対象人数・受診件数・医療助成額等の比較を行う。 ・市の財政負担の状況や国、県の動向等を踏まえ、子育て支援策全体の中でこの制度の在り方について検討し、必要に応じ見直しを図る。
⑧ ひとり親家庭等医療費助成事業	健康子育て課	・新規申請や現況届時等の機会をとらえ、自立に向けての各種相談や情報提供を行い、自立を支援していく。

No. 【編-章-節】 施策名		主管部名
2 【5-1-2】 地域づくりとコミュニティの活性化		くらし安心部
基本施策に対する意見		
<p>今まで地域で解決していた防犯対策や環境整備等の課題が、地域で対応できなくなったのであれば、個別の事業対策も必要と考えられるが、自治会を維持する費用、交付金、活動施設の整備に関しては、その必要性を含め、まず課題を整理する必要がある。</p> <p>本市の自治組織の歴史的変遷として、自治会中心による地域自治を決して否定するものではないが、地域の力は地縁組織に加え自発的な市民活動にも依存しているはずである。</p> <p>そのため、今後の地域自治のあり方を考える場合、行政と住民自治を担う多様な主体に対し、その役割と責任を明確化し、地域コミュニティの活性化方針を打ち出すことが必要である。また同時に、庁内においては、関係部課の連携をあらためて強化し、施策展開を図ること。</p> <p>なお、住民自治における自助・共助の仕組みとして、自治会を核としつつ、新住民も含めた新たな住民自治の担い手として、NPOやコミュニティビジネス、ソーシャルビジネス等との連携による地域コミュニティの形成を目指すこと。</p>		
基本計画事業に対する意見		
自治会組織のフラット化	自治会連合会会長に権限、責任、情報等が集中する傾向が見られ、自治会組織のヒエラルキー(ピラミッド型の階層型組織)が指摘される。そのため、フラット化により組織・活動形態を平準化していくとともに、自治会が果たす役割や協働に取り組むに当たっての方法など、連合会と自治会の役割分担を再整理すべきである。 また、住民自治を支える自治会に対し行政の期待が大きくなり、地域まちづくりを自治会に依存しすぎる傾向が見られる。そのため、今後は、相互の連携と補完性の強化を目標に、地域コミュニティ支援に取り組むこと。	
自治会の法人化と自立した自治会館運営の推進	法人化のメリットは、それぞれの自治会が責任と権限を持ち、それにより独立運営していく可能性を高めることであり、単に自治会館の登記問題と捉えるべきではない。既に法人化により民設民営で会館整備をした地域があることから、その手法を検討し、他地域への波及可能性や一般化について早急に検討すべきである。 また、公共施設再配置計画では、シンボル事業として既存自治会館の開放型運営への誘導を推進している。そのため、政策部門と事業主管部門間で意識のずれが生じないよう、事業推進目的や必要性について意識を統一し推進すること。 この場合、まず地域協働により開放型運営の課題を検討し、その上で法人化のメリット等を明らかにし、また貸館収入等による自主財源確保のためのビジネスモデル(標準的な事業計画)を提示するなどして法人化への対応に取り組むこと。	
自治会加入率の向上に向けた取組み	自治会加入率の低下対策として、転入者はもちろん既居住者で未加入の市民を対象に加入促進を図る必要がある。そのため、自治会活動が、そうした人たちにとって魅力あるものとする工夫や情報提供が必要である。 例えば、学生の加入率が低い大根地区において、大学内に学生向けの相談窓口を設置してもらったり、外国人住民に対し、きめ細かな生活サポート情報を提供するという取組みを検討すること。	
地域コミュニティ活性化の検討	地域における多様なコミュニティ活動団体との対話や交流により、日頃から地域コミュニティにおける検討課題を明らかにすること。 この場合、行政は、地域連携により実施すべき事業について、関係部課の横断的組織を強化し、地域協働事業実現のための仕組みを構築すること。	
基本計画事業	主管課名	市としての今後の取組方針(見直し等の内容)
① 地域コミュニティ組織への支援	市民自治振興課	自治会が果たす役割や協働に取り組む方法について、自治会主導でテーマを設けていただき、自治会連合会の企画会・役員会等で話し合うことで、役割と責任を明確化していく。
② 地域コミュニティ事業への支援	市民自治振興課	地域住民自らの発想と行動を生かした、その地区独自のまちづくり事業に対して、「まちづくり事業特別事業交付金」を交付することで、住民意識の高揚と連帯感を生みだし、コミュニティの活性化を図る。 はだの市民活動団体連絡協議会(れんきょう)と連携し、自主的で公益的な活動を行う市民活動団体に対し、資金面での支援をすることで活性化を図る。
③ 自治会館等施設への支援	市民自治振興課	地域の活動拠点である自治会館の建設等に係る費用の一部(新築・修繕・土地取得・借地料)を補助することで、自治会の皆さんの経費負担の軽減を図る。 自治会館の新設の場合は、自治会名義での登記が必要なため、法人化の推進をするとともに、開放型自治会館への助言をしていく。
④ 自治会組織設立の促進	市民自治振興課	自治会の加入促進について、市外からの転入者はもちろん既居住者についても、パンフレット、チラシ等で自治会加入を勧めていく。 自治会に興味を持っていただくために、魅力ある自治会づくりについて8地区自治会連合会会長が集まる会議等で話し合ってもらい、実現に向けて支援していく。
⑤ 自治会法人化の促進	市民自治振興課	自治会名義による不動産登記の手続きを指導することと併せて、総体的に自治会の独立運営を支援することを検討していく。 新設自治会の説明を受けた際には、法人化制度の説明とともに、開放型自治会館についても市からの助言を行うが、最終的には自治会の方々の意思を尊重していく。 公共施設再配置計画に位置付けられている開放型自治会館については、公共施設再配置推進課等政策部門との連携を取りながら検討していく。
⑥ 地域コミュニティ活性化の検討	市民自治振興課	地域におけるボランティアやNPOなど市民活動団体との交流を通じて、地域の課題を把握し明らかにした上で市民協働のまちづくりを目指す。 東日本大震災を教訓に防災分野について行政と地域が連携して取り組む事業の推進に努める。 市民が主役のまちづくりのために欠かせない拠点づくりについては、地域、関係各課と調整しながら取り組んでいく。 はだのこども館内に設置され、市民活動普及の一役を担っている「市民活動サポートセンター」を恒久的な市民活動拠点として定めることを検討する。

No. 【編-章-節】 施策名		主管部名
3 【1-3-3】 地域に愛される公園や緑地の整備		建設部
基本施策に対する意見		
<p>公園再整備の必要性は認められるが、再整備にあたっての市民の参加、特に、利用者ニーズの把握が極めて不十分であり、問題がある。地域に愛される公園や緑地を整備し、市民ニーズに合った形で維持管理していくためには、まず市民との協働が重要であり、さらに将来へ向けた再整備においては、計画段階から市民参加に取り組み、協働により事業の実現を図ること。</p> <p>また、公園の設置状況や利用実態等を踏まえ、今後の公園のあり方を抜本的に検討し、補助金の見返りに事業協力を求めるといった方法を見直すことなど、将来を見通した維持管理方法についても検討すること。</p>		
基本計画事業に対する意見		
利用者ニーズに基づいたカルチャーパーク再編整備事業の推進	再編整備事業によるバリアフリー化にあたっては、ガイドライン偏重の整備を早急に見直し、障がい者や高齢者などの利用者ニーズを直接把握し、それらの結果をもとに整備を進めること。	
みずなし川緑地と周辺のネットワーク化	散策路整備においては、周辺地域とのネットワーク形成を目指し、市街地や街区公園などみずなし川緑地へアプローチ可能なルート形成を進めること。	
地域の公園整備のあり方の見直し	バリアフリー化だけが目的ではなく、地域に愛され利用される公園づくりが求められる。特に、街区公園は数も多く、小規模でかつ散在しており、これらを毎年数箇所ずつバリアフリー化して、果たしてどのような効果が生まれるのか。 むしろ街区公園の今後のあり方として、防災機能や健康・福祉機能等を強化するなど、地域におけるオープンスペースのあり方を周辺住民の参加の下に再整備すること。	
公園を維持管理する手法及び活動主体の多様化の推進	公共施設再配置計画では多額の施設更新経費等が必要なことから、今後は維持管理経費を削減していくことが求められる。バラ園や花壇など経費のかかる空間維持のため、市民サポーターやアダプト制度などを活用し、整備後の維持管理方法を現段階で十分検討した上で整備を進めること。 また、公園美化のボランティア団体の拡充策として、地域住民団体、地元企業、教育機関等に呼びかけ、公園の維持管理に参加・協力してもらう仕組みづくりを進めること。 特に、企業に対し、CSRなどに基づく、企業による社会貢献活動の協力を求めること。	
基本計画事業	主管課名	市としての今後の取組方針(見直し等の内容)
① カルチャーパーク再編整備事業	公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・評価意見である「利用者ニーズを直接把握し、それらの結果をもとに整備を進めること」については、ご指摘のとおりであり、整備等を計画するうえで重要な要素の一つとして、経済性や公平性などと合わせ、総合的に検討を行い、事業に取り組んでいる。 ・なお、今回の再編整備については、構想策定時における市民アンケートやパブリックコメント、日常の管理でいただく要望なども考慮し策定した再編整備構想に基づくものであり、評価意見である「利用者ニーズを直接把握」は、すでに反映しているものと思っているが、今後も市民意識調査の結果や要望など、利用者ニーズを把握し、反映すべき内容であれば見直しなどを行い、事業を進めていきたいと考えている。
② みずなし川緑地の整備	公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・みずなし川緑地の散策路整備については、良好な都市環境の形成と市民の生活環境向上を目的として、貴重な都市空間である水無川の河川敷を利用し整備を進めているが、ご指摘のありました「市街地や街区公園からのアプローチ可能なルート形成」につきましては、緑地の沿道からアプローチとして、河川に架かる橋梁端部やバスの停留所付近及び護岸を利用して、階段やスロープを設けているので、周辺地域からの利用は可能であると考えている。 ・今後は、新総合計画のリーディングプロジェクトであるカルチャーパーク再編整備構想や風の道構想との連携を図りながら、周辺地域とのネットワーク形成に努めると共に、引続き都市緑地として良好な維持管理に努めていく。
③ 公園整備の推進と適正な維持管理	公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の公園整備のあり方の見直し」については、ご指摘のとおり、住宅開発ラッシュ時に整備され市に移管となった小規模な街区公園が散在しており、これらの公園は経年に伴う周辺住民の高齢化などにより、公園機能のニーズも変化している。 ・今後は、地元自治会やまちづくり委員会と協働して、健康づくりの側面から検討を行うと共に、災害時、一時(いつか)避難場所になりうるよう適切な維持管理に努めていく。
④ 公園美化推進活動の支援	公園課	<ul style="list-style-type: none"> ・「公園美化ボランティア団体(アダプト制度)の活用と登録団体の促進」については、従来からの公園愛護会制度による登録団体に対して、公園アダプト制度への移行を促しているが、補助金が無くなることへの抵抗感から理解を得ることが困難な状況である。これまでも、みずなし川緑地や中央運動公園など、規模の大きな公園の管理については、地元企業や住民団体によるアダプト制度の登録団体はあるが、他の街区公園についても引き続きアダプト制度への理解を求めていく。